



# 第3回旭川市宿泊税使途検討協議会 資料

令和7年12月  
旭川市観光スポーツ部観光課

**ASAHIKAWA CITY**

# 宿泊税の使途案について～第2回使途検討協議会～



## ■ 宿泊税の使途として考えられる取組案

<b>来訪者が安心して快適に滞在できる環境づくり</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 医療機関を受診される方に対する支援</li><li>・ 防災備蓄などの準備</li><li>・ 全施設へのAED設置や毛布などの備蓄</li><li>・ 宿泊者限定の巡回型バスの運行</li><li>・ MaaS事業の構築</li><li>・ 路線バスのキャッシュレス化</li><li>・ 二次交通の充実</li><li>・ ビジネスマンにとって「損をした」と感じないような配慮</li><li>・ 事業者と観光客間での相談窓口として多言語対応コールセンターの設置</li><li>・ フリーWi-Fi環境やポケットWi-Fiのレンタル拠点の拡充</li></ul>
<b>誘客の促進・滞在日数の延伸につながる仕組みづくり</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ スポーツ・文化等の合宿、スポーツ少年団に対する支援</li><li>・ 国内外問わずプロモーション展開</li><li>・ 商品造成に対する補助制度</li><li>・ PRツールの整備とPR活動</li><li>・ 夜のコンテンツや早朝のアクティビティ</li><li>・ 明かりのイベントや夜に開催するイベントを充実</li><li>・ 3月、4月、11月のオフ期対策</li><li>・ 国際会議（MICE）の誘致</li><li>・ 車両上のスキーキャリアの設置についての補助</li><li>・ インフルエンサーを活用したプロモーション</li><li>・ ライブができる会場</li><li>・ 地理的な魅力をアピールし、海外も視野に入れたPR</li><li>・ 空港路線確保対策事業や新規路線支援事業</li><li>・ 「あさっぴー割」などを含む、宿泊事業者だけではなく観光関連事業者も活用できるような機動的な施策</li></ul>
<b>持続可能な観光地づくり</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 徴収事務の準備に対する補助金の拡充</li><li>・ 一時停止標識の多言語化</li><li>・ 観光客向け冬道運転講習</li><li>・ 事故防止の啓発動画の作成・配信</li><li>・ オーバーツーリズム対策</li><li>・ 観光事業者の教育や人材育成支援</li></ul>

## ■ 宿泊税活用のあり方への意見

- ・ 効果検証をどのように行っていくかが重要。
- ・ 優先順位については、新規性があり、かつ効果範囲が広い事業から選ぶとよい。

# 【参考】 宿泊税の使途案について～第1回使途検討協議会～（前回資料）

## ■ 宿泊税の使途として考えられる取組案

<b>来訪者が安心して快適に滞在できる環境づくり</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・通院者など、観光目的以外の宿泊に対する支援</li><li>・災害時における防災、備蓄、情報発信の仕組みづくり</li><li>・公共Wi-Fiの整備 ・公共交通機関のキャッシュレス化</li><li>・観光物産情報センターのリニューアル ・史跡看板等の多言語化</li><li>・観光ニーズに対応するための整備支援（車両へのスキーキャリア設置）</li><li>・MaaS構築 ・ハード整備、警備の強化 ・観光アプリの整備</li></ul>
<b>誘客の促進・滞在日数の延伸につながる仕組みづくり</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・スポーツ大会や合宿への支援 ・MICE（特に国際会議）に対する支援</li><li>・誘客プロモーション、PR（FAMトリップ、インフルエンサー招致）</li><li>・施設の高付加価値化（旭川家具の導入に対する補助）</li><li>・貸切バスの閑散期対策</li></ul>
<b>持続可能な観光地づくり</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・スタッフの教育制度に対する支援 ・オーバーツーリズム対策</li><li>・宿泊税制度の周知、広報（活用物へのマーク表示）</li><li>・人材確保に対する支援</li><li>・中心市街地における大型バス駐車場の整備</li><li>・来訪者（インバウンド）の意見を拾う仕組みづくり</li></ul>

## ■ 宿泊税活用のあり方への意見

- ・宿泊者、来訪者だけでなく地域住民にとってもメリットを生むようなものを検討すべき
- ・宿泊税がどのような事業に活用されたかが明確化できる取組が必要
- ・観光関連事業者が企業努力でカバーできない部分に活用していくべき

# 宿泊税の活用案について①



※試算は過年度の事業や他都市の事例を参考にした概算により算出しています。  
 ※国や道の補助金や寄附金、クラウドファンディング等の併用も想定しています。  
 ※記載されている活用案は、あくまでも制度設計の参考とするための案であり、実際に行う事業内容につきましては本協議会での議論のほか、観光関連事業者との協議を踏まえるとともに、市議会の審議を経た上で決定されます。

## ① 来訪者が安心して快適に滞在できる環境づくり

事業の方向性	事業の例（概要・案）	裨益効果		影響の範囲
		宿泊者	地域・市民	
<b>(1) 多様なニーズに対応した受入環境整備</b>				
誰もが快適に滞在できる環境の整備	宿泊施設や観光関連施設のユニバーサル化など、誰でも快適に過ごせる環境づくりのための改修等に対する支援	◎	○	宿泊者、来訪者
多様な言語、文化に対する受入体制構築	観光案内看板や広報物等（交通機関、周辺地図、スポット説明等を想定）について、多言語化対応などの充実化	△	○	外国人訪日客
	事業者が行う外国人訪日客の対応（言語、文化等）について向上を図る取組に対する支援	○	○	事業者、外国人訪日客
Wi-Fi環境の整備	観光関連施設（MICE会場や合宿向け施設等も含む）におけるWi-Fi環境や必要機材等の整備	○	○	施設利用者
<b>(2) 来訪者の利便性向上</b>				
観光案内機能の強化	デジタルツールの導入による案内機能の充実など、観光案内機能の強化に対する支援	○	○	来訪者

# 宿泊税の活用案について②



## ① 来訪者が安心して快適に滞在できる環境づくり

事業の方向性	事業の例（概要・案）	裨益効果		影響の範囲
		宿泊者	地域・市民	
<b>(2) 来訪者の利便性向上</b>				
キャッシュレス化の推進	路線バスなど公共交通機関のキャッシュレス化推進	○	◎	公共交通利用者
二次交通における課題解決	各観光関連施設や交通結節点を結ぶ二次交通の運行支援	◎	◎	二次交通利用者
	MaaS事業の構築	○	△	二次交通利用者
	公共交通（バス）の案内情報を充実化	○	◎	公共交通利用者
<b>(3) 緊急時受入体制の整備</b>				
緊急時における受入体制の整備	市と観光関連事業者間の災害等緊急時の情報提供網の強化や、連絡体系などの整備	○	○	緊急時に宿泊施設等へ避難した来訪者、宿泊者、市民など
	災害等により緊急的に本市来訪者を受け入れる必要が出た場合に備え、宿泊施設や観光関連施設に防災備蓄物品（AED設置や毛布など）を整備	◎	◎	
<b>(4) 観光目的以外での宿泊に対する支援</b>				
観光目的以外での宿泊に対する支援	宿泊施設が設定する、旭川市内医療機関への受診等を目的として訪れる方を対象とした独自の優待宿泊プランを造成する宿泊事業者に対して助成	◎	△	医療機関等利用者

# 宿泊税の活用案について③



## ② 誘客の促進・滞在日数の延伸につながる仕組みづくり

事業の方向性	事業の例（概要・案）	裨益効果		影響の範囲
		宿泊者	地域・市民	
<b>(1) 繁忙期と閑散期の格差解消に向けた取組</b>				
閑散期における需要の喚起	閑散期における宿泊需要の喚起のため「あさっぴー割」の実施や旅行商品購入者に対し飲食等の割引チケットを交付	◎	◎	市内事業者、宿泊者、市民
	閑散期に宿泊を伴うツアーの造成・販売を行う旅行事業者や、旭川市内の貸切バスを利用する事業者に対する支援	○	○	旅行事業者
閑散期における魅力の創出	冬季における観光客の市内周遊を促進し、滞在日数の延長を図るためスタンプラリー形式のイベントを実施	○	○	来訪者、市民
<b>(2) 誘客の促進</b>				
旭川空港利用者の増加	旭川空港の路線拡大や、利用促進を図るとともに新規路線の就航に対する支援	○	○	航空会社、航空便利用者
<b>(3) 地域における市場調査・分析</b>				
地域における市場調査・分析	市内におけるニーズ調査や動線分析、消費額調査や、インバウンドを含めた宿泊者・来訪者からの意見聴取を実施	△	△	市、観光関連事業者
<b>(4) 旭川市ならではの魅力を活かした「滞在したくなる」コンテンツの造成、支援</b>				
夜間や早朝のコンテンツの造成により、宿泊につながる取組	閑散期における夜間滞在につなげるため、まちあかりイルミネーションの実施時期や会場、装飾球数を拡張	○	◎	来訪者、市民
	ナイトタイムエコノミーの一環として、大規模コンベンション等の参加者等に対し飲食クーポンを発行し誘致を図る	○	◎	コンベンション参加者、クーポン対象店舗

# 宿泊税の活用案について④



## ② 誘客の促進・滞在日数の延伸につながる仕組みづくり

事業の方向性	事業の例（概要・案）	裨益効果		主な影響の範囲
		宿泊者	地域・市民	
<b>(4) 旭川市ならではの魅力を活かした「滞在したくなる」コンテンツの造成、支援</b>				
本市ならではの魅力を活かした高付加価値化や新規コンテンツ造成に対する支援	観光関連施設における旭川家具を導入した富裕層向け空間や、ワックスルームの造成、車両上のスキーキャリアの設置など、本市ならではの魅力を活かした高付加価値化への支援	○	○	補助対象事業者、施設等利用者
	産業や文化など本市ならではの魅力を活用した体験型商品やコンテンツを新たに造成する事業者に対する支援	○	○	市内事業者、来訪者、市民
	ドラマ・アニメ等のメディア作品の制作、“聖地”化への整備に対する支援	○	○	制作事業者、来訪者、市民
本市ならではの環境を活かした合宿、MICE等の誘致	本市において行われる、スポーツ・文化などの合宿、スポーツ少年団等の宿泊に対する誘致や支援	◎	○	宿泊者、市内事業者
	MICE（特に国際会議）の開催に対する誘致や支援	◎	○	MICE参加者
中心市街地の魅力向上	宿泊者限定の巡回型バスの運行	◎	△	利用者、市内事業者
	周辺施設等への移動、回遊手段（機能）の充実、駅周辺の環境を生かしたアクティビティの充実など	○	○	来訪者、市民

# 宿泊税の活用案について⑤



## ② 誘客の促進・滞在日数の延伸につながる仕組みづくり

事業の方向性	事業の例（概要・案）	裨益効果		主な影響の範囲
		宿泊者	地域・市民	
<b>(5) 観光情報発信の強化による知名度の向上</b>				
国内外問わず、本市の地理的な魅力をアピールする取組	観光プロモーションの実施	△	△	将来的に地域の知名度の向上につながるが、直ちに効果やメリットが見えるものではない
	ターゲット層（国、年代等）に刺さるインフルエンサーの招致による広報宣伝、FAMツアーの実施	△	△	
	国内外に向けた観光プロモーション等において、長期にわたり使用可能な広報物や旭川らしいノベルティを製作	△	△	

## ③ 持続可能な観光地づくり

事業の方向性	事業の例（概要・案）	裨益効果		影響の範囲
		宿泊者	地域・市民	
<b>(1) 人材不足の解消、人材育成に対する支援</b>				
デジタルツール等による省力化に対する支援	デジタルツールの導入等により、省力化に取り組む事業者に対する支援	○	○	市内事業者、施設利用者
人材育成、人材確保の取組に対する支援	人材育成のためのセミナー開催や、人材確保のための支援制度を実施する事業者に対する支援	△	○	市内事業者
宿泊税導入準備に係る費用に対する補助	宿泊税導入準備に係る費用に対する補助	△	△	市内宿泊事業者

# 宿泊税の活用案について⑥



## ③ 持続可能な観光地づくり

事業の方向性	事業の例（概要・案）	裨益効果		影響の範囲
		宿泊者	地域・市民	
<b>(2) 観光と地域の共生・調和の推進</b>				
オーバーツーリズム対策	農地や大雪山国立公園、近隣自治体等を含めた、旭川市を中心としたエリアにおける訪問・滞在マナーについて、動画やパンフレットなどの広報物による啓発や、私有地への立入などで柵や看板の設置等の対策が必要な場合の設置者に対する支援	○	◎	市民、来訪者
自動車事故防止のための対策	外国人観光客に対し自動車運転上の交通ルールやマナー啓発動画等の作成や、冬道に慣れていない観光客に対し運転講習を行うなどの、事故防止のための取組に対する支援	○	○	来訪者、市民、ドライバー
観光関連の違法事業者対策	ヤミ民泊や白タク行為などの観光関連の違法行為撲滅のため、啓発用広報媒体を作成し、来訪者に対し注意喚起を図る	○	◎	市民、市内事業者、来訪者
<b>(3) 来街環境の整備</b>				
観光バス等の大型車両駐車スペースの確保	大型車両の駐車に対応する民間の駐車場に対する誘致・支援	△	△	旅行会社
<b>(4) 緊急時における市内事業者への支援</b>				
緊急時における市内事業者に対するいち早い支援のための積立	災害等の緊急事態に迅速に旭川市内の事業者を支援するための資金として、5年を目途に1億円を目標として積み立てる	△	◎	市内事業者
<b>(5) 宿泊税制度の周知、理解促進</b>				
宿泊税活用事業であることのPR	宿泊税を活用して整備したものなどに、共通ロゴを掲載・貼付	-	-	宿泊税をどのように活用したのか、説明義務を果たすために必要
宿泊税の活用状況に関する周知	宿泊税の活用状況についてPRする広報媒体の作成	-	-	